

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで

私は、美容院開業（昭和 61 年 10 月）後、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を、2 回にわたって約 18 万円ずつ（合計約 36 万円）まとめて遡及納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、遡及納付した 2 回のうち 1 回は、美容院開業から約 1 年後であったことを記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「美容院開業後の遡及納付は、2 回行った。」旨を述べているところ、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金保険料は、「昭和 61 年 12 月 3 日」及び美容院開業から約 10 か月後の「昭和 62 年 8 月 7 日」に、それぞれ過年度収納されていることが確認でき、当該収納以外に、美容院開業後において申立人及びその夫の国民年金保険料がまとめて遡及納付された記録は確認できないことから、申立内容と合致している。

また、申立人は、1 回当たり約 18 万円の国民年金保険料を遡及納付した旨を述べているところ、前述の 2 回の過年度収納時点で、過年度納付可能な期間の夫婦二人分の国民年金保険料額は、「17 万 1,080 円」及び「17 万 400 円」と、申立人が主張する 1 回分の遡及納付保険料額（約 18 万円）とほぼ一致していることから判断すると、申立人の申立期間に係る保険料は、申立人の夫の分と合わせて昭和 61 年 12 月 3 日に過年度納付されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、私の妻が、美容院開業（昭和 61 年 10 月）後、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を、2 回にわたって約 18 万円ずつ（合計約 36 万円）まとめて遡及納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私の妻は、遡及納付した 2 回のうち 1 回は美容院開業から約 1 年後であったことを記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は、「美容院開業後の遡及納付は、2 回行った。」旨を述べているところ、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその妻の保険料は、「昭和 61 年 12 月 3 日」及び美容院開業から約 10 か月後の「昭和 62 年 8 月 7 日」に、それぞれ過年度収納されていることが確認でき、当該収納以外に、美容院開業後において申立人及びその妻の国民年金保険料がまとめて遡及納付された記録は確認できないことから、申立内容と合致している。

また、申立人の妻は、1 回当たり約 18 万円の国民年金保険料を遡及納付した旨を述べているところ、前述の 2 回の過年度収納時点で、過年度納付可能な期間の夫婦二人分の国民年金保険料額は、「17 万 1,080 円」及び「17 万 400 円」と、申立人の妻が主張する 1 回分の遡及納付保険料額（約 18 万円）とほぼ一致していることから判断すると、申立人の申立期間に係る保険料は、申立人の妻の分と合わせて昭和 61 年 12 月 3 日に過年度納付されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、市町村役場の退職（昭和40年1月）から約2年後に国民年金の加入手続きを行い、納付することができる期間の保険料は全て納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をほぼ完納していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事など生活状況に変化は認められないことから判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。